

社会福祉法人前光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人前光会の役員等の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の種類)

第3条 報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 役員等報酬
- (2) 交通費及び旅費

(役員等の報酬額)

第4条 役員等の報酬額は、次のとおり支給する。ただし、法人職員が役員等を兼ねる場合は支給しない。

○理事・・・理事会又は評議員会へ出席した場合・・・1回10,000円

○監事・・・理事会又は評議員会へ出席した場合・・・1回10,000円

○評議員・・・評議員会又は理事会へ出席した場合・・・1回10,000円

○評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会へ出席した場合・・・1回10,000円

○役員等が法人業務に携わった場合

役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席を除き、法人の業務及び職員指導等に携わった場合は、1時間3,000円とする。ただし、1日当たり10,000円を上限として支給する。

○理事長が法人業務に携わった場合

理事長が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席を除き、法人の施設で運営業務及び職員指導等に携わった場合は、1日当たり20,000円を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日は、原則として理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日とする。また、監事による法人監査や役員等が法人業務に携わった場合は、原則としてその業務を行った日とする。

(出張の承認及び旅費の支給)

第6条 役員等が法人の運営上、必要と認められる研修会、行事等に出張する場合は、理事長の承認を得ることとする。

2 理事長の承認を得た出張については、旅費を支給する。

(旅費の内訳)

第7条 旅費の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) その他、法人が必要と認める経費

(交通費)

第8条 交通費は、役員等が各種会議や出張等の目的達成のため必要と認められたものについて、最も効率的かつ経済的な経路及び方法により移動した場合の計算として、次の区分によりその全額を支給する。

(1) 各交通機関が定めた所定の乗車運賃、乗船運賃及び航空機運賃

(2) 鉄道の運賃は、次のとおりとする。

①普通旅客運賃

②座席指定料金

③急行料金は、片道80km以上の場合

④特別急行料金は、片道100km以上の場合

(3) 法人が所有する公用車を利用したときは、その利用区間の交通費は支給しない。

(4) 役員等が個人の自動車を利用したときは、その区間の距離に応じて1kmにつき20円を支給する。また、片道40km以上で高速道路を使用した場合は、高速料金を支給する。

(宿泊費)

第9条 宿泊費は、1泊15,000円を上限として支給する。ただし、研修会及び行事等の主催者側によって宿泊料金が定められている場合は、その額とする。

(旅費の前払い)

第10条 旅費は、前払い(概算払い)として支給する。ただし、出張終了後、すみやかに清算するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行うものとする。

附則

この規程は、平成16年 5月27日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から改正施行する。